

(3) 高等学校における特別支援教育

ア 多様性を認め合う人権教育の推進

生徒一人一人がかげがえのない存在であることを認識し、多様性が尊重され、偏見や差別のない社会の実現を目指すために、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるような教育を推進します。

イ 多様な学びの場における環境整備と共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育機会の創出

特別な支援を必要とする生徒に対する高等学校の支援の取組について、中学校等への周知を推進していきます。

特別な支援を必要とする生徒に対し、受検時や入学後の支援の充実を図るために、中学校からの情報の引継ぎを確実にしていくことが重要であることから、異校種間の連携の一層の充実を図ります。

特別な支援を必要とする生徒に対して、特別な教育課程としての高等学校での通級による指導の取組について研究を進めます。

障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の考え方の基、高等学校と特別支援学校の生徒の「交流及び共同学習」等を通じた「共生・共育」を推進していきます。

ウ 個に応じた支援体制と指導の充実

一人一人の特性に配慮した適切な支援・指導を行うため、「個別の指導計画」を作成し、個に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切に指導を行うことや、社会参加や自立を目指した進路指導の充実を図ります。

発達障害や情緒障害のある特別な支援を必要としている生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、全校体制で生徒の課題の明確化や支援の共有を図り、全ての教員が主体的に特別支援教育に関わる校内体制の整備を推進します。

エ 関係機関との連携と外部人材の活用

多様な障害への対応の必要性を踏まえ、医療、福祉、労働の関係機関との連携を取り、公認心理師等の外部の専門家を活用し、支援の充実を図ります。

オ 専門性の向上

特別支援教育コーディネーターを含め全教員の特別支援教育に関する専門性を向上するための研修内容の充実と、特別支援学校との人事交流を進めます。

ア 多様性を認め合う人権教育の推進

公立高等学校では、自校の実態に合わせて、学校全体で実施される人権教育の方針や目標、具体的な取組についての計画書である「人権教育全体計画」を作成しています。教職員の人権意識を高め、差別やいじめのない安全で健全な学習環境にするために策定するものです。

さらに、人権教育全体計画の構想を、日々の教育活動でどのように具現化していくか、教職員の共通理解のもと、計画的、組織的に指導できるようにするため、年間指導計画を作成しています。

各学校で作成した全体計画及び年間指導計画に基づき、教育活動全体を通して、計画的、段階的に指導を行うことを通して、全ての生徒への人権教育を推進し、多様性を認め合う人権感覚を養っていきます。

イ 多様な学びの場における環境整備と共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育機会の創出

(ア) 高等学校の支援の取組に関する中学校等への周知等

公立高等学校では、特別な支援を必要とする生徒に対して、合理的配慮や必要な支援を行っています。

生徒が中学校を卒業後、高等学校でも必要な支援を継続して受けるためには、生徒及び保護者が中学校で受けてきた支援情報を進学先の学校に引き継ぎ、それをもとに各学校は校内の支援体制を整備していくことが重要です。そのため、生徒及び保護者が中学校における支援情報を高等学校に引き継ぐことの利点を理解できるように、高等学校で行われている支援の取組を広く中学校に周知していきます。また、高等学校入学までの指導や支援についての情報を引継ぐためには、中学校との連携も欠かせないことから、異校種間の一層の連携を図っていきます。

(イ) 通級による指導の充実

県立高等学校では、平成30年度から通級による指導を行い、個々の生徒に応じた支援を行っています。

専門的スキルを持った通級指導講師と生徒在籍校の教員とのチーム・ティーチングによる指導や具体的な通級指導の方法等を学ぶことのできる研修会等を開催し、教員の専門性の向上を図ることにより、教員が主体となって指導できる体制を目指します。各学校の通級による指導の取組を基に研究し、指導の充実を推進していきます。

(ウ) 「共生・共育」の推進

県は、「インクルーシブ教育システム」の考え方の基、高等学校と特別支援学校の生徒の交流等を通じた「共生・共育」を進めています。

高等学校と隣接特別支援学校高等部分校との「交流及び共同学習」の発展等、インクルーシブな学校運営モデルを推進していきます。

今後も「共生・共育」による学びを通じて、生徒や教員の「共に学び、共に育ちあう」という意識の醸成とともに、社会性や豊かな人間性を育む教育の充実を目指します。(p.15(4)イ インクルーシブな学校運営モデルの研究と促進参照)

ウ 個に応じた支援体制と指導の充実

(ア) 校内支援体制の強化

現在公立高等学校では、全ての学校で校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターを指名しています。特別な支援を必要とする生徒について適切な支援・指導をしていくためには、校長のリーダーシップの下、学校全体として生徒の課題の明確化や支援の共有を図り、チームで取り組む組織力の向上を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、全ての教員が主体的に特別支援教育に関わる校内体制の整備が求められます。

生徒の支援・指導については、今後も、生徒のより深い理解と支援・指導の充実の観点から、生徒指導主事と特別支援教育コーディネーターが十分に連携をし、特別支援教育についての理解を一層深めることが重要です。

特別な支援を必要とする生徒に対し、「個別の指導計画」を作成することは、課題を明確化し、適切な支援・指導を行う上で大変重要な要素です。「個別の指導計画」は、指導者間の支援方法の共通理解につながり、学校全体、教育活動全体で生徒に対応する力となります。

学校生活において介助や医療的ケアを必要とする生徒等について、個々の状況等に応じた支援体制を構築します。

(イ) 地区研修会の充実

県内を7地区に分け、拠点校が中心となり、特別支援教育に関する研修や体制整備における情報交換を実施する「特別支援教育地区研究協議会」を今後も開催していきます。各学校が共通して抱える問題や課題に応じたテーマで研修会を開催し、地区内の高等学校全体の特別支援教育に関する知識や技能の向上を目指すとともに、引き続き地区内の高等学校間及び高等学校と特別支援学校間の連携を推進していきます。(p.14(3)イ 地区研修会の充実 参照)

(ウ) 進路対応の充実

県教育委員会は労働や福祉関係部局等と連携し、特別な支援を必要とする生徒の自立と社会参加の促進に努めます。学校は、卒業後の社会参加を見据え、進学や就労への意欲、知識、態度について幅広く丁寧な支援・指導を実施することが求められます。卒業後も必要な支援が受けられるよう、相談や支援を受けられる機関について、生徒及び保護者に情報を提供することも重要です。また、高等学校卒業後の就職先や進学先へと情報を円滑に引き継ぐための手段として「個別の教育支援計画」を活用し、切れ目のない支援の充実に努めます。

エ 関係機関との連携と外部人材の活用

(ア) 特別支援教育コーディネーターにおける校内外の連携

各学校の特別支援教育コーディネーターは、個別の支援の充実に向けて、特別支援学校のセンター的機能の活用を推進していくことや、学校内の関係者や医療、福祉、労働等の関係機関との連絡・調整を図る役割を担っています。

(イ) 特別支援学校のセンター的機能の活用

県教育委員会では高等学校と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとの日常的な連携や、小中学校、高等学校や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが集まる研修や連絡会を検討していきます。

(ウ) 外部人材の活用

より効果的な支援・指導を進めていくために、学校支援心理アドバイザーを引き続き拠点校に配置します。また、公認心理師等と連携した相談支援体制の整備に努めます。

オ 専門性の向上

(ア) 教職員の専門性の向上

高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して適切な支援・指導を行うために、全ての教職員に対して特別支援教育に関する一定の知識・技能と指導力が求められています。校長等の管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等がそれぞれの役割に応じた専門性を身に付けるための研修を実施していきます。

専門的な助言ができる特別支援教育コーディネーターの育成は重要であり、研修会を実施するほか、小中学校、高等学校や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが連携できるよう交流を促進していきます。また、特別支援教育に関わる教職員へのサポートとして、個別の指導計画作成等のアシストシステムとして、AIの活用を検討していきます。

(イ) 校種間の人事交流の推進

特別支援学校教諭免許状を所有する教員の高等学校への配置や、高等学校の教員の特別支援学校への配置等、今後も高等学校と特別支援学校との人事交流を進めていきます。

(ウ) 公立高等学校と私立高等学校の連携

高等学校の特別支援教育の専門性が高まることは、在籍する生徒の学習指導・生徒指導・進路指導の充実が図られるだけでなく、高等学校への進学を希望する生徒の進路選択の幅を広げることに繋がると考えます。引き続き研修等で、公立高等学校と私立高等学校の協力・連携が図れるように努めます。